

伊那中央行政組合車両管理規則

平成15年4月1日  
規則第6号

改正 平成18年3月31日 規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、他の法令等に特別の定めのあるもののほか、公用車両の適正な管理と安全な運行に関する基本的事項を定めるものとする。

(車両管理等の準用規定等)

第2条 車両管理等については、伊那市庁用車両管理規程（平成18年伊那市訓令第21号）を準用し、「市長」とあるのは「組合長」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第5号）

この規則は、平成18年3月31日から施行する。